

京都府府税徴収金のコンビニエンスストアにおける収納事務委託契約書

京都府（以下「甲」という。）及び [redacted]（以下「乙」という。）は、府税徴収金の収納事務（以下「収納事務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約要項）

第1条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づく収納事務を乙に委託し、乙は受託するものとする。

2 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の名称、内容等

京都府府税徴収金のコンビニエンスストアにおける収納事務

(2) 委託料 収納件数1件当たりの単価 金 [redacted] 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 [redacted] 円）

(3) 委託期間 契約締結日から令和10年8月31日まで

ただし、収納期間は、令和7年9月1日から令和10年8月31日まで

(4) 委託保証金 免除

(5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年2.5パーセント

（業務の内容）

第2条 乙は、別添の「京都府府税徴収金のコンビニエンスストアにおける収納事務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、次に掲げる業務を実施しなければならない。

(1) 乙が料金等収納業務委託の契約を締結するコンビニエンスストア等の本部（以下「コンビニ本部」という。）の直営店及びコンビニ本部との間でフランチャイズ契約等を締結している加盟店並びにコンビニ本部との間でエリアフランチャイズ契約を締結しているエリアフランチャイザーの直営店及び当該エリアフランチャイザーとの間でフランチャイズ契約を締結している加盟店並びにコンビニ本部と収納に係る契約を締結しているMMK（無人端末及び金融機関内設置端末を除く。）設置店に甲が作成したバーコードが付されている府税等収納用の納付書（以下「バーコード付き納付書」という。）に基づき府税徴収金を収納させること。

(2) 前号で収納させた府税徴収金（以下「収納金」という。）を甲の指定金融機関に払込むこと。

(3) 収納金のデータを甲に送付すること。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（委託する税目）

第2条の2 第1条第1項の規定により収納事務を委託する府税徴収金は、甲が課する府民税利子割、府民税株式等譲渡所得割、法人府民税、法人事業税、個人事業税、自動車税環境性能割（自動車取得税）、自動車税種別割（自動車税）、不動産取得税、鉦区税、軽油引取税、府たばこ税、ゴルフ場利用税、固定資産税及び産業廃棄物税並びにこれらに係る延滞金、過少申告加算

金、不申告加算金及び重加算金とする。

(履行場所)

第2条の3 乙が収納事務を履行する場所は、甲の指定する場所とする。

(処理状況の調査等)

第3条 甲は、定期及び臨時に、乙の収納事務の状況を検査することができる。

2 上記の検査結果に基づき、甲は、必要があると認めるときは、収納事務の履行に立ち会い、履行状況について検査し、又は乙に報告を求めることができる。この場合において、甲は当該受託者の収納事務の履行が仕様書に記載された内容と照らし合わせ、不相当と認めたときは、当該受託者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(委託業務の内容の変更)

第4条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託料に係る業務の報告及び検査)

第5条 乙は、毎月月末の履行を完了したときは、甲に当該月分のコンビニ本部毎の収納件数、収納金額、手数料を記載した計算書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の計算書を受理したときは、その日から10日(以下「検査期間」という。)以内に収納業務の履行の確認のため検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払)

第6条 甲が乙に支払う委託料は、1箇月ごとに計算するものとし、数量に第1条第2項第2号の契約単価を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 乙は、各月の末日に締め切り、集信先ごとに収納データの数量(確報件数)及び収納金額を記載した内訳書を添付し、毎月15日までに、前月分の委託料の支払を甲に書面をもって請求するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に、委託料を支払わなければならない。ただし、収納取消に係る分については支払わないものとする。

4 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第2項第5号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

5 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(経費の負担)

第6条の2 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

2 収納事務及びデータ配信に要する費用は全て乙が負担するものとする。ただし、委託料及びそれに係る振込手数料並びに甲乙間の収納情報受信に要する費用は甲が負担するものとする。

(収納金の補てん)

第6条の3 乙は、コンビニ本部から振込みを受けるべき収納金に未収が生じた場合は、これを補てんするものとする。

(検査の遅延)

第7条 甲が第5条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ第6条第4項及び第5項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第8条 乙は、正当な理由なく、収納した府税徴収金の払込みに遅延があった場合、当該遅延日数に応じその収納金額に対し第1条第2項第5号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、払込みを遅延することが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延賠償金を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第6条第5項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして

いると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) 乙が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の要件に該当しなくなったと認められるとき。

(6) 翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたとき

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第 4 条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(談合等による解除)

第 10 条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令、第 62 条第 1 項に規定する納付命令又は第 64 条第 1 項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前 2 号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(違約金)

第 11 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、仕様書 3 予定取扱件数にて定める予定取扱件数から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第 2 項の規定により第 2 号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

(1) 第 9 条第 1 項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙が正当な理由なくその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の

債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第9条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、仕様書3 予定取扱件数にて定める予定取扱件数から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第13条 乙は、第10条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、仕様書3 予定取扱件数にて定める予定取扱件数に契約単価を乗じて計算した額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第14条 第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第15条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第16条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、若しくはその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第17条 乙は、委託業務の全部又一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

(再委託時の特約条項遵守)

第 17 条の 2 乙は、甲の承諾を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者は第 18 条から第 18 条の 5 及び第 19 条に定める事項を遵守させなければならない。

(苦情・照会等の対応)

第 17 条の 3 乙は、納税者等の第三者から収納金の内容に関する苦情又は照会を受けた場合は、速やかに甲に報告するものとし、甲は直接当該第三者との折衝を行うこととする。

(証拠書類の保存)

第 17 条の 4 乙は、収納データについては、作成日から 1 年間以上、最大 2 年間保存しなければならない。

(報告義務)

第 17 条の 5 乙は、収納事務の履行に当たって事故が発生したとき、又はやむを得ない事由により事務を履行することができないときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

(経営状況の報告)

第 17 条の 6 甲は、必要に応じ、乙又はコンビニ本部から経営状況の報告を受けることができる。

(秘密の保持)

第 18 条 甲及び乙は、収納事務の履行に際し、他の当事者から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、当該情報を提示した当事者が機密である旨表示したもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、この契約の履行に従事する者に使用させる場合を除き、第三者に開示してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、この契約の履行に関して次の各号のいずれかに該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとする。

- (1) 既に公知のもの
- (2) 既に守秘義務を負うことなく保有しているもの
- (3) 守秘義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から正当に入手したもの
- (4) 当該情報を提供した当事者から書面により開示を承諾されたもの
- (5) 機密情報によらずに独自に開発又は知り得たもの

3 甲及び乙は、他の当事者から提供を受けた機密情報について、この契約の目的の範囲内でのみ使用するものとする。また、この契約の目的の範囲外で、複製又は改変を行ってはならない。

4 本条の機密保持義務は、契約の満了後又は契約解除後においても同様とする。

(収納情報等の保管及び搬送)

第 18 条の 2 乙は、収納情報等の保管及び搬送に当たり、紛失、毀損、盗難又は目的外利用がないように措置された保管場所で保管するとともに、従業員等の指導、監督、管理するなど、必要な措置を講じ確実に管理しなければならない。

2 乙は、電子計算機及び光学式情報処理装置等（以下「電子計算機等」という。）を用いて保管及び処理を行う場合においては、個人情報保護の徹底が図られるよう、システムを構築するとともに、管理上の措置を講じなければならない。

(資料の廃棄)

第 18 条の 3 乙は、収納事務の履行に当たって発生した一切の資料（保存期間の終了した領収済通知書及び納付書原符を含む。）を廃棄する場合には、焼却、溶解、裁断等の確実な方法によ

り、機密情報を読取不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、機密情報を電子計算機等を用いて管理している場合であって、その電子計算機等の廃棄又は転売・譲渡等（リース等の場合は返却）を行うに当たっては、電子計算機等に記録されている機密情報を完全に消去し、復元不可能な状態にしなければならない。

（個人情報の保護）

第 18 条の 4 乙は、委託業務における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他法令を遵守するとともに、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項の措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないようにすること。
 - (2) 個人情報の取扱いについて管理体制を定め、管理状況について適宜検査を行うこと。
 - (3) この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
 - (4) この契約による事務を処理するため、個人情報を取得し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
 - (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複製し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
 - (6) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
 - (7) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (8) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記載された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
 - (9) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
 - (10) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は法令により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
 - (11) この契約による個人情報の取扱いの状況について、甲の指示に従い、定期的に報告するとともに、甲が時期を定めて実施する実地調査に協力すること。
 - (12) 前号のほか、甲は、この契約による乙の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があ

ると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。

(13) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不相当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。

(14) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(妨害等に対する報告義務等)

第 18 条の 5 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なもの認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(事務の引継ぎ)

第 18 条の 6 乙は、この契約の契約期間が満了したとき又はこの契約が解除されたときは、直ちに収納事務に関する全てを甲に引き継ぐものとする。

(住所変更等の通知義務)

第 18 条の 7 甲及び乙は、名称・商号・住所その他の重要な事項に変更があった場合は、書面によって速やかに通知しなければならない。

(商標の使用)

第 18 条の 8 甲は、バーコード付き納付書に府税徴収金の納付場所を示す目的に限り、コンビニ等の商標を使用することができるものとする。

(関係法令の遵守)

第 19 条 乙は、この契約を履行するにあたり、京都府府税条例（昭和 25 年京都府条例第 42 号）、京都府府税規則（昭和 30 年京都府規則第 31 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 条）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第 20 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

(合意管轄)

第 21 条 甲乙間において、やむを得ず、訴訟を必要とする場合には、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

令和7年 月 日

甲 京 都 府
知 事 西 脇 隆 俊

乙 住 所

氏名